



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成23年3月2日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき「(仮称)川崎区小田栄計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	ナイス株式会社 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号 代表取締役社長 平田 恒一郎
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎区小田栄計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区小田栄二丁目3番24
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積:約13,718㎡ 計画人口(計画戸数):1,437人(479戸) 延べ面積:約52,868㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成23年3月 完了予定:平成25年3月
	環境影響評価の手続経過	平成22年6月11日:条例環境影響評価準備書公告 平成22年9月17日:条例見解書公告 平成23年2月1日:条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成23年3月2日(水)から 平成23年3月31日(木)まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除く。) 時間:午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記評価書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁(環境局環境評価室)
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156